

## 団体との懇談会で受け付けた相談

平成 27 年 10 月 14 日に開催された、中部地区の民生委員児童委員との懇談会では、多くの相談、要望が寄せられました。

その中で、今回は小谷交差点に関する茅ヶ崎警察署の回答をご紹介します。

小谷交差点は、交差する道路の管理者がそれぞれ神奈川県藤沢土木事務所と寒川町ですが、交通標識等に関しては県の公安委員会の扱いとなり、茅ヶ崎警察署が窓口となっています。

要望等 内容	小谷交差点の音響装置の設置（歩行者横断用）について
回答	次の理由で設置不可の回答がありました。 <ul style="list-style-type: none"><li>・利用者数が少ない。 〔他の要望箇所が駅等の公共施設の近くなど、不特定多数の障害のある方が利用する場所であり、設置できる数に限りがあることから優先順位は低くなる。〕</li><li>・要望箇所の近くに公共施設がない。 〔設置基準により、公共施設が近くにあることが条件である。〕</li><li>・交差点自体が視覚障がいのある方にとって危険な構造であること。 〔歩道が 3.5m に満たないことや点字ブロックがないことなどにより、現在の信号柱に音響装置を設置すると横断歩道上から音が聞こえないため、横断歩道以外の場所を渡ってしまう可能性があり、危険である。〕</li></ul>